

生徒生活規則

1 服装は、端正・質素・清潔で宇美東中生徒として恥ずかしくないように次の規準をよく守ること。

(1) 正装A

【旧制服】

(男子) 学生服(学校指定の制服)とし、自分で勝手に手を加えない。学生服を脱ぐ際には、カッターシャツを着用していること。

(女子) セーラー服(学校指定の制服)とし、自分で勝手に手を加えない。ネクタイを必ずつける。ジャンパースカートの丈に手を加えない。ベルトを必ずつける。

【新制服】

学校指定のジャケットとし、自分で勝手に手を加えない。ジャケットの下は学校指定の白半袖・長袖ポロシャツとする。ポロシャツの下に着るシャツの色は白・黒・紺・グレーのみとし、胸元ワンポイントまで可とする。名札をつけることとする。クールビズの期間は学校指定のネクタイ・リボンはつけなくて良いとする。下は学校指定のスラックスまたはスカートとし、スラックスは黒・紺・茶のベルトを必ずつける。スカート丈はひざが見えない程度にする。

(2) 正装B

【旧制服】

(男子) 校章・生徒名入りの白半袖カッターシャツとする。ズボンは、学校指定のものとする。カッターシャツの下に着るシャツの色は白・黒・紺・グレーのみとし、胸元にワンポイントまで可とする。黒・紺・茶のベルトを必ずつける。

(女子) 丸えり半袖ブラウスに校章・生徒名入りのギンガムジャンパースカートとし、丈はひざが見えない程度とする。ベルトを必ずつける。

【新制服】

上は学校指定の白半袖ポロシャツとする。ポロシャツの下に着るシャツの色は白・黒・紺・グレーのみとし、胸元ワンポイントまで可とする。名札をつけることとする。クールビズの期間は学校指定のネクタイ・リボンはつけなくて良いとする。下は学校指定のスラックスまたはスカートとし、スラックスは黒・紺・茶のベルトを必ずつける。スカート丈はひざが見えない程度にする。

(3) 着こなし

正装 A と正装Bの他に長袖白カッターシャツ、長袖白ポロシャツ、半袖紺ポロシャツもある。体調や気候を考慮してどのような服装がもっとも快適に過ごすことができるかを自分で選択して、正しく着こなすこと。儀式的行事(入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、離任式、赴任式)は、正装Aまたは正装Bで統一とする(ただし、学校から指示が出ている日は除く)。

2 防寒具の着用については、次の規準をよく守ること。

(1) 防寒具の着用については、気候にあわせ自分で選択して着用してよいものとする。

(2) 校外

● 防寒着は、黒、紺、グレー、茶、白で単色・無地であり、華美でないものとし、昇降口で着脱をする。

※皮革製品は不可手袋、ネックウォーマー、マフラーの着用は、登下校時のみとし、校舎内では一切着用しない。マフラーについては、極端に長く、派手でないものとする。

(3) 校内

● インナーとしては、黒、紺、グレー、茶、白で、単色・無地のセーター、ベスト、カーディガン、トレーナーを着用できる(学校指定でなくても良い)。袖や襟、肩口にラインがある場合はラインの色は単色のものを着用できる。旧制服の場合は制服から見えないものとする。※パーカー、フード付トレーナーは不可

● カーディガン(黒・紺)の無地、体操服を着用できる。※ボタンを全てとめる

- タイツは黒・ベージュのものを着用できる。

3 頭 髪

中学生としての自覚をもち、品性と清潔さを保つようによく整髪する。ただし、整髪料は認めない。

前髪は自然な状態で目にかからないこと。後髪は自然な状態で肩と肩を結んだ線までとし、それ以上の長髪は必ず結ぶこととする。

また特別な髪型、そり込み、脱色、染色、パーマ、カール等、特別な手を加えない。

ピンは黒・紺・茶とし、ゴムは黒・紺・茶の単色のみとする。

4 鞆 等

(1) 通常のはきは、学校指定の学生鞆を必ず持ってくる。鞆の変形、シール、落書き、アクセサリ等は禁止する。

(ただし、目印として、キーホルダーなどを1つまで認める)

(2) サブバッグは規定のものとする。(現3年生のみ)

5 その他

(1) 靴下は白・黒・紺でワンポイントまで認める。網ソックス、ハイソックス、ルーズソックスは認めない。

(2) 靴は、白、黒、紺、灰色を基調としたもので、ひものあるものに関しては、靴ひもも白、黒、紺、灰色のものとする。

また、ハイカットなどの運動に適さない靴は不可とし、安全で学習に支障のない通学靴を着用する。

登下校や体育の時間、避難時に着用して、機能面と安全面で困らないものにする。

冠婚葬祭や儀式的行事、高校入試などを意識し、場に応じて自己選択をする。

(3) 化粧をすることは禁止する。また、つめを伸ばす、口紅、色つきリップ、香水、マニキュア、アイライン、アイシャドウ、アイプチ、カラーコンタクト、まゆそり、まゆをかく、指輪、ピアス、イヤリング、足首につけるアクセサリ、ネックレス等、その他アクセサリに類するものの着用は禁止する。

自転車通学について

Ⅰ 距離的な関係、交通事故防止の目的から、自転車通学は認めない。